

なかま

NAKAMA CITY Public Relations

広報

火は見てる あなたが離れる そのときを 春季全国火災予防運動 3月1日→7日

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐため、3月1日から1週間、春季全国火災予防運動が行われます。

期間中はサイレンを鳴らします

3月1日(土)～7日(金)の毎日午後6時にサイレンを鳴らして火災予防を呼びかけます。

体育文化センター前 コミュニティ広場で消防演習

3月2日(日)に消防署、消防団合同による火災防ぎょ訓練を「体育文化センター前コミュニティ広場」で行います。これに伴い午前10時20分から11時30分までの間にサイレンを鳴らします。
※どちらも火災ではありませんので、お間違いないようお願いいたします。



住宅防火 いのちを守る 七つのポイント 【三つの習慣・四つの対策】

【三つの習慣】

- 寝たばこは、ぜったいやめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

【四つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

●問合せ先 消防署 ☎(245)0901

ごみの自己搬入料金が 変わります

遠賀・中間リレーセンターへの自己搬入料金(ごみを持ち込む際の料金)が4月1日(火)から次のとおり変わります。

- 現行(3月31日まで)
 - 家庭ごみ…1kgごとに7円
 - 事業ごみ…1kgごとに10円
 - ※使用料額で10円未満は切捨て。
- 改正後(4月1日から)
 - 10kg未満…一律100円
 - 10kg以上100kg以下…10kgごとに100円
 - 100kg…1,000円
 - 100kgを超える場合…100kg分1,000円+100kgを超えた分10kgごとに200円

たとえば

- 計量40kg(10kg×4)の場合…(100円×4)＝400円
- 計量200kg(100kg+10kg×10)の場合…(1,000円+200円×10)＝3,000円
- 問合せ先 環境保全課 ☎(245)5300

予防接種週間 予防接種はお済みですか

●実施期間 3月1日(土)～7日(金)

●実施内容 種々の予防接種の相談に応じるとともに、通常の診療時間に予防接種が受けにくい人に対し、予防接種を行います

●実施医療機関

- 遠藤医院 ☎(245)0563
- 坂口小児科医院 ☎(246)5688
- 萩本医院 ☎(245)1650
- 葉医院 ☎(243)2255
- 木村小児科医院 ☎(245)0212
- ※期間中は、土曜日に予防接種を実施している医療機関もあります。
- 実施時間は、各医療機関に直接お問い合わせください。
- 問合せ先 遠賀中間医師会保健センター ☎(201)3461 ☎(246)1611

年金出張相談を開催

- 期日・場所
 - 3月4日(火) …市役所別館 地階会議室
 - 3月18日(火) …水巻町中央公民館
 - 3月19日(水) …岡垣町役場
 - 3月26日(水) …芦屋町中央公民館
 - 3月27日(木) …遠賀町役場
- 時間 午後4時30分～午後9時30分
- 持ってくるもの 年金手帳・年金証書・ねんきん特別便など、身分証明書、印鑑
- ※本人以外の人が相談する場合は委任状が必要です。
- 問合せ先 市民課年金係 ☎(246)6240

制度

制度のことや保険料などのご相談をお受けします

◎福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター

☎ 092(651)3111 FAX 092(651)3901

受付時間 午前8時30分～午後5時30分(土曜・日曜日、祝日を除く)

3月10日から10月末まで、福岡県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせ窓口(コールセンター)を設置します。ご不明な点などお気軽にお問い合わせください。

◆後期高齢者医療制度

「後期高齢者医療制度」とは、老人医療費が増大するなか、現役世代と高齢者世代の負担と給付を明確化し、75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活実態などを踏まえ、高齢化社会に対応する公平で分かりやすい制度として創設されるものです。

これまで国民健康保険や被用者保険(健康保険や共済保険など)の資格を持ち、従来の「老人保健制度」で医療を受けていた人は、独立した新しい「後期高齢者医療制度」に加入したうえで医療を受けることとなります。このため、国民健康保険や被用者保険の資格は喪失します。

なお、加入時の移行手続きは不要です。

◆広域連合

これまでの老人保健制度は市町村が主体でしたが、高齢化の進展で老人医療費が増大するなか、保険財政の安定化を図る側面から広域化を進める必要がありました。

そこで、都道府県単位で全市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が設立され、後期高齢者医療制度の運営を担うことになりました。

福岡県では、平成19年3月30日に設立し、江藤守國久留米市長が広域連合長に就任しました。

◆対象者(被保険者)

県内の市町村に居住する

- 75歳以上の人(75歳誕生日から)
- 65歳以上で寝たきりなどの一定の障害がある人(広域連合の認定を受けた日から)

◆保険証

新たに「後期高齢者医療制度」の保険証を被保険者全員に一枚ずつ発行します。

なお、保険証は平成20年3月中旬に郵便でお届けします。

◆医療を受けるときの一部負担金

これまでの老人医療制度と同様、1割(現役並み所得者は3割)負担となります。

◆保険料

後期高齢者医療制度の保険料率が平成19年11月22日、福岡県後期高齢者医療広域連合議会で決定しました。

保険料率は、保険料の算定に用いる被保険者均等割額と所得割率を言い、県内に住む被保険者の医療費の状況などによって決まります。

○保険料は、医療給付費(総医療費から自己負担分を除いた費用)の

約1割を被保険者全員で負担します
○被保険者、一人ひとりが納付します

○保険料の額は、被保険者全員が等しく負担する被保険者均等割額と、一定以上の所得がある被保険者が所得に応じて負担する所得割額の合計額になります

●保険料計算式

$$\text{保険料 (年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \times \text{最高限度額}$$

均等割額: 50,935円
所得割額: 総所得金額等 - 33万円 (基礎控除) × 9.24%
最高限度額: 50万円 (年額)

※保険料の最高限度額は50万円(年額)です。

※総所得金額等とは、前年中の「公的年金収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」などで、各種所得控除前の金額です。

※公的年金収入のみの人は、年金額が153万円以下の場合、所得割額はかかりません。

後期高齢者医療

◆保険料の負担

原則として年金から徴収(天引き)されます。また、これまで保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者の人も保険料を納付していただくこととなります。

なお、個々の所得額や現在の保険の種類などによって軽減措置や緩和措置があります。

◆軽減措置

○所得の少ない世帯に属する人

世帯の総所得金額等に応じて、均等割額が軽減されます。

◆緩和措置

○後期高齢者医療制度に加入する前日において、被用者保険の被扶養者であった人

※政府管掌および組合管掌保険、船員保険、共済組合などを指します。国民健康保険は該当しません。

被用者保険の被扶養者であった人は、新たに保険料負担が生じるための緩和措置として、被保険者となる月から2年間は、均等割額が5割軽減されます。

さらに、特例措置として、平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から平成21年3月までは均等割額の9割が軽減されます。いずれも、所得割額はかかりません。

●緩和措置（被用者保険の被扶養者）

| 平成20年4月に被保険者となる場合 | |
|-------------------|----------------------|
| 平成20年4月～9月 | 保険料負担なし |
| 平成20年10月～平成21年3月 | 均等割額：9割軽減 所得割額：なし |
| 平成21年4月～平成22年3月 | 均等割額：5割軽減 所得割額：なし |

●軽減措置（低所得世帯）

| 軽減割合 | 住民票上の同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額 |
|------|--|
| 7割軽減 | 33万円（基礎控除額）以下の世帯 |
| 5割軽減 | 33万円（基礎控除額）+24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）以下の世帯 |
| 2割軽減 | 33万円（基礎控除額）+35万円×被保険者数 以下の世帯 |

※軽減の判定に係る総所得金額等は、「公的年金収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、保険料計算の総所得金額等とは異なる場合があります。

◆保険料の決定

被保険者一人ひとりの保険料は制度開始後に決定しますので、保険料に関する通知は、平成20年4月以降になります。

◆保険料の納め方

○特別徴収：年金額が18万円以上で、かつ、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1以下の場合には年金から天引きされます

○普通徴収：特別徴収の対象にならない人は、7月から9回に分けて納付書や口座振替で納付します

後期高齢者医療制度の説明会を開催します

3月 6 (木) ・ 17 (月)

- 場所 なかまハーモニーホール
 - 時間 午後2時～(1時30分から受付)
- 両日も同じ内容の説明など(2時間程度)を行いますので、ご都合のよい日にお越しください。
- 【問合先】 健康増進課国保医療係
☎(246)6246

男女共同参画シンポジウムinnなかま

ドメスティック・バイオレンス(夫やパートナーから受ける暴力)の実態を人権相談員としての経験談を聞きながら、何か私たちにできることがないかを一緒に考えてみませんか。

●日 時 3月16日(日)・午後1時～

※開場は午後12時30分～。

●場 所 中央公民館

●講師 稲田房子さん

●入場料 無料

※託児がありますので、必要な人は事前に申し込みをしてください。

●問合せ先 人権男女共同参画課

☎(245)3511

まちの政治を見つめよう コスモス学級生を募集

私たちの暮らしや住みよいまちづくりは、すべて政治と深く関わりがあります。

現実の生活や身の回りを見つめ、コミュニケーションづくりから、社会参加まで楽しく学んでみませんか。

●日 時 毎月第4火曜日・午後1時30分～(2時間程度)

●会 場 中央公民館

●募集人数 10人
●学習内容 学級生で決めたテーマについて

●経 費 月額300円(行動費)

●申込・問合せ先 選挙管理委員会事務局

☎(246)6230

ベビーマッサージ教室を開催

お子さんとのふれあいを大切に。お子さんとお話をしながらスキンシップを楽しみましょう。

●日 時 3月11日(火)・午前10時30分～11時30分

※受付は10時～。

●場 所 人権のまちづくりセンター

●対 象 4カ月～1歳までの親子15組

●持ってくる物 バスタオル、着替え、飲み物

●参加料 無料

●申込・問合せ先 子育て支援センター

☎(245)5557

スポーツ医科学講習会を開催します

日ごろ抱えている、スポーツ時のけがに対する不安や対処方法をスポーツドクターに相談してみませんか

●日 時 3月22日(土)・午後1時～3時

●場 所 保健センター
●講 師 中村淳一さん
(福岡新水巻病院リハビリテーション課)

●テーマ 「スポーツ時障害・傷害予防」、「ウォーミングアップ・クールダウン」

●対象者 中間市在住の人

●申込方法 当日、直接会場

で受け付けます

●参加料 無料

●問合せ先 生涯学習課スポーツ振興係

☎(246)6224

家庭廃食用油(てんぷら油)の回収を行います

中間市環境衛生協議会が家庭廃食用油(てんぷら油)の回収を行います。

●回収日 3月9日(日)

●持込時間 午前10時まで(時間厳守)

※家庭廃食用油(てんぷら油)以外は、絶対に持ち込まない

てください。

※持ち込みはペットボトルで

お願いいたします。

●持込場所 各町内会の公民館

にお持ちください。ただし、町内会によっては異なる

場合があります。公民館

長または町内会長にお尋ね

ください

●問合せ先 環境保全課

☎(246)6265

国民年金

市民課年金係 ☎(246)62240

National Pension

厚生年金特例法が成立しました

今までは厚生年金保険料が給与天引きされていても、事業主から保険料の納付や厚生年金の資格などの届出がなかった場合で、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過したときは、その記録は年金に反映されませんでした。

今後は厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正されて年金額に反映されます。

●社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・市町村民税などの社会保険料控除となります。確定申告で国民年金保険料を社会保険料の控除として申告する場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」や領収証書の添付が必要です。平成19年中に国民年

金保険料を納付した人への、社会保険庁からの「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の送付は次のとおりです。

●本年2月に送付される人：昨年10月1日から12月31日までに、昨年はじめて国民年金の保険料を納付した人

●昨年11月に送付された人：昨年1月1日から9月30日までに国民年金の保険料を納付した人(送付済)

世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額

の全額が納付した人の所得税などの控除対象となります。

このような場合は、確定申告の手続の際に、ご自身の社会保険料の額と合算して申告して

ください。その際、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付する必要があります。

※保険料口座振替前納を希望する人は、2月末までに申請してください。

●年金に関する相談・問合せ先 八幡社会保険事務所

☎(631)7966

健康づくり講演会を開催

心地よい音楽を楽しみながら、心とからだをリフレッシュ。

●日 時 3月10日(月)・午後1時30分～3時30分 ※受付は午後1時。

●場 所 保健センター

●講 師 岡根朋枝さん (健康運動指導士)

●参加料 無料

●問合先 保健センター (246)1611

平成20年4月から森林環境税が始まります

森林環境税は、福岡県内の荒廃した森林を再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐとともに、県民参加の森林づくり推進のために使われます。

●税額・対象

●個人 年間500円・約100万円以上の収入がある20万人

●法人 資本金に応じて年間1,000円～40,000円・約10万社

●納め方

●個人の事業所得者など：住民税の納付書により、年4回(6、8、10、1月)に分けて納付

●個人の給与所得者：6月から翌年5月までの12回に分けて給与天引き

●法人：法人県民税の申告時に納付

●問合先 福岡県林政課 (092)643)3540

第4回ゆかいな農園入門講座を開催します

●日 時 3月19日(水)・午後1時30分～午後3時30分

●場 所 ハピネスなかもーティーマ 「EMで元気な家庭菜園」

●講 師 松田和也さん (EM普及会)

●定 員 60人(先着順)

●参加料 無料

●申込方法 電話またはFA Xで申し込み

●申込・問合先 中間市社会福祉協議会 (244)1230 FAX(244)1232

平成20年度「道路ふれあい月間」推進標語を募集

毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護思想の普及に努めています。この一環として、平成20年度「道路ふれあい月間」推進標語を募集します。

●応募資格 小学生以上の人

●応募期限 3月31日(月)・当日必着

●応募方法 標語1点と住所、氏名、電話番号、性別、年齢、

職業を記入のうえ、はがきで応募 ※インターネットでも受け付けます。

https://ssl.jolls.co.jp/hyogo/index.html

●応募先 道路広報センター (〒110-0003東京都台東区根岸二丁目19-25ルート根岸ビル)

●問合先 国土交通省道路局道路交通管理課 (03)5253)8111

予備自衛官補を募集します

●募集種目 一般、技能

●応募資格 日本国籍を有する18歳以上34歳未満の人 ※技能は保有する国家免許資格により変わります。

●身分 非常勤の特別職国家公務員

●待遇 教育訓練招集参加日数分手当支給(日額7,900円)

●教育訓練日数

○一般 3年以内に50日

○技能 2年以内に10日

●受付期限 4月14日(月)

●試験日 4月19日(土)～21日(月) ※詳しくはお問い合わせください。

●問合先 芦屋地域事務所 (223)0981

国民健康保険

No.178

National Health Insurance

健康増進課国保医療係(246)6246

平成20年4月から退職者医療制度が変わります

退職者医療制度とは、長年勤めていた会社などを退職し、現在国民健康保険(国保)に加入している人で、厚生年金などを受けられる人(退職被保険者)およびその家族(被扶養者)を対象とする医療制度です。

平成20年4月から創設される後期高齢者医療制度に伴い、退職者医療制度の対象となる人の要件が次のとおり変わります。

●対象となる人

65歳未満の国保に加入している人で、次の要件に該当する人が対象となります

○退職被保険者

厚生年金、各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上または40歳以降に10年以上ある人(年金の受給権が発生した日から退職被保険者に該当します)

○被扶養者

退職被保険者と同居し、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している家族で、年間の収入が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満の人

●対象者に該当する場合は必ず届出を

退職者医療制度は、会社の健康保険などからの拠出金を主な財源として運営されています。

そのため、退職者医療制度の対象者が届出をしないと、本来拠出金で負担する医療費を国保の財源で負担しなければならなくなります。

届出をしていない人は、必ず健康増進課まで届出が必要になりますので、ご注意ください。

なお、国保税や医療費の一部負担金の割合に変更はありません。

※既に退職者医療制度に該当している人は、新たに届出を行う必要はありません。

●届出に必要なもの

保険者証、印鑑、年金証書

※年金証書は退職被保険者に該当する人のみ必要となります。

3月の行事予定

3月の納税

●国民健康保険税(10期)

人のうごき 1月の住民基本台帳から

■人口 46,969人(-14)
 男 21,952人(-21)
 女 25,017人(+7)
 ■世帯数 19,928世帯(+10) ()内は前月比
 出生 34人 ■死亡 59人
 ■転入 128人 ■転出 117人

| 交通事故発生状況(平成19年) | | 火災発生件数(平成20年) | |
|-----------------|----------|---------------|-------|
| 12月 | 累計 | 1月 | 累計 |
| 件数 | 27件 331件 | 件数 | 1件 1件 |
| 死者 | 0人 1人 | 建物 | 1件 1件 |
| 負傷者 | 35人 418人 | 林野 | 0件 0件 |
| | | 車両 | 0件 2件 |
| | | その他 | 0件 0件 |

- 公共施設問合せ先●
- 中央公民館 ☎(246)2321
 - 東部出張所 ☎(246)1110
 - 市民図書館 ☎(245)4664
 - 歴史民俗資料館 ☎(245)4665
 - シルバー人材センター ☎(246)4528
 - なかまハーモニーホール ☎(245)8000
 - 生涯学習センター ☎(246)4316
 - 体育文化センター ☎(246)2800
 - 人権のまちづくりセンター ☎(245)3511
 - 働く婦人の家 ☎(246)0483
 - ハピネスなかま ☎(245)8686
 - 社会福祉協議会 ☎(244)1230
 - 保健センター ☎(246)1611
 - 親子ひろばリンク ☎(244)0742
 - バルハウスぼちぼち ☎(243)3387
 - 子育て支援センター ☎(245)5557

| 日 | 曜 | 行事予定 |
|----|---|---|
| 1 | 土 | 春季全国火災予防運動(7日まで) ○防災協会、消防署、消防団、婦人クラブ防火パレード 市内 (9:00~) |
| 2 | 日 | ○消防署、消防団合同火災防ぎょ訓練 体育文化センター前コミュニティ広場 (10:20~) ○なかまミニシアター「リトル・ダンサー」 なかまハーモニーホール (①10:00~②14:00~) |
| 3 | 月 | |
| 4 | 火 | ○年金相談 市役所別館地階会議室 (9:30~16:30) |
| 5 | 水 | ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00) ○身体障害者福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00) ○市公連館長会 中央公民館 (14:00~) ○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00) |
| 6 | 木 | ○2歳児歯科健診 保健センター (受付13:00~13:15) |
| 7 | 金 | ○1歳6ヵ月児健診 保健センター (受付13:15~13:45) |
| 8 | 土 | |
| 9 | 日 | 環境美化の日 ○精神障害者家族会井戸端会議 ハピネスなかま (13:00~) ○第8回中間市ダブルステニス大会(硬式) ジョイバルなかま (9:00~) |
| 10 | 月 | |
| 11 | 火 | ○ベビーマッサージ 人権のまちづくりセンター (10:30~11:30) |
| 12 | 水 | |
| 13 | 木 | ○3歳児健診 保健センター (受付13:15~13:45) |
| 14 | 金 | ○すくすくあかちゃん広場・わんぱく広場 保健センター (受付9:30~10:00) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00) ○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00) ○中学校卒業式 市内各中学校 |
| 15 | 土 | ○おはなし会 市民図書館 (11:00~) |
| 16 | 日 | ○男女共同参画シンポジウム 中央公民館 (13:00~15:00) ○身体障害者福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00) ○九州交響楽団演奏会2008 なかまハーモニーホール (15:00開演) |
| 17 | 月 | ○すくすくあかちゃん広場・わんぱく広場 保健センター (受付9:30~10:00) |
| 18 | 火 | ○小学校卒業式 市内各小学校 |
| 19 | 水 | ○4ヵ月児健診 保健センター (受付13:15~13:45) |
| 20 | 木 | 春分の日 ○両親学級「子育てについて考えよう」 保健センター (受付9:30~10:00) |
| 21 | 金 | |
| 22 | 土 | ○スポーツ医科学講習会 保健センター (13:00~15:00) |
| 23 | 日 | |
| 24 | 月 | ○小・中学校修了式 市内各小・中学校 |
| 25 | 火 | |
| 26 | 水 | ○7ヵ月児健診 保健センター (受付13:15~13:45) |
| 27 | 木 | ○栄養教室「食事で防ぐ心臓病」 保健センター (受付9:00~9:30) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00) |
| 28 | 金 | ○健康相談 保健センター (13:30~15:30) |
| 29 | 土 | |
| 30 | 日 | |
| 31 | 月 | |

ありがとう、ありがとう!! 中間にお世話になって34年目。いつも笑顔でお迎えます。可愛がってね、Eiko美容室♡

salon de EIKO 折尾店
 TEL.244-0445 TEL.245-6326 ☎0120-053-878
 定休日/毎週月曜日と第1第3火曜日(第1第3月火は連休です。)

KONAMI SPORTS CLUB 2008年、今年こそコナミスポーツクラブで変わる

新春クーポンで健康ライフをスタート! 毎月先着10名様

| | | |
|---|---|---|
| 無料 メタボリック測定 & カウンセリング 通常2,100円 有効期限: 2008年3月31日まで | 無料 骨盤歪み測定 & カウンセリング 通常2,100円 有効期限: 2008年3月31日まで | 無料 スタジオボールレッスン 体験ワンレッスン 通常1,995円 有効期限: 2008年3月31日まで |
|---|---|---|

※お電話でご予約後、切り取ってフロントにお渡しください。※対象施設は中間店となります。※現金との交換、再発行は致しません。※他券、他サービス、特典との併用は出来ません。

コナミスポーツクラブ 中間
 093-243-3270